

令和 年 月 日

可児市長 様

租税条約で市県民税を直接対象としない外国政府職員、教授、留学生等に係る
令和 年度市・県民税に関する届出書

昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。

住民税の免除を受ける者	氏名													
	住所													
	個人番号													
	生年月日					年齢								
	国籍					入国年月日								
	在留資格													
	在留期間													
	入国前の住所													
	納税地					納税者番号								
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名称													
	所在地													
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と_____との間の租税条約第____条第____項により、租税条約に関する届出書を令和____年____月____日に税務署に提出して免除を受けています。													
免税となる所得	支払者名称													
	支払者所在地													
	所得の種類					支払金額								
	支払方法					支払期日								
その他参考となるべき事項														

※添付書類

- ・源泉徴収義務者が税務署へ提出した租税条約に関する届出書の控え
- ・在学証明書（学生である場合）
- ・事業等の修習者であることを証する書類（事業等の修習者である場合）
- ・交付金等の受領者であることを証する書類（交付金等の受領者である場合）

※注意事項

- ・提出期限は毎年 3 月 20 日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）
- ・期限後の免除は受けられません。また、届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられません。